

トイレカーのし尿収集申込における同意書

- 1 トイレカーの設置場所（作業地住所）及び使用場所は、春日井市内であること。
- 2 し尿が入ったままであるトイレカーを移動することができるのは、当該トイレカーを使用した者であること。
(注) トイレカーを使用した者以外が移動した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反となる恐れがあります。
- 3 春日井市から使用場所についての地図等の提出が求められた場合、速やかに提出すること。

以上を遵守し、同意した上で、し尿収集を申し込みます。

年 月 日

(会社名)

(担当者氏名)

※上記の会社名及び担当者氏名は「し尿収集申込書（臨時）」
の手数料請求先と同一とすること

トイレカーの設置場所（作業地住所）と使用場所が異なる場合、次の欄に使用場所を記入してください。

(使用場所)

記入例①：鷹来町 4957 番地 2（地番が不明な場合は「鷹来町地内」でも可）

記入例②：鷹来町 4957 番地 2、鳥居松町 5 丁目 44 番地（使用場所が複数ある場合は、
それぞれの住所を記入（不明な場合は、「鷹来町地内、鳥居松町地内」でも可）